

○ 第3回ステークホルダー・ミーティングに寄せられたご意見

- ・ 太陽光発電協会 1
- ・ FoE Japan 3
- ・ 「環境・持続社会」研究センター 4
- ・ 気候ネットワーク 5
- ・ 太陽光発電所ネットワーク 6

2008年1月10日

太陽光発電協会

「東京都気候変動対策」第3回ステークホルダーミーティングへの意見

1. 「地球温暖化対策計画制度」の強化について

国の「京都議定書目標達成計画」の見直しが、昨年末の中央環境審議会と産業構造審議会の合同部会でまとめられ、自主行動計画の更なる追加対策等により京都議定書目標のCO₂の6%達成可能（10年度には、CO₂換算で3500～3600万ト削減）と明記された。

しかしながら、内容は先進的な企業の努力や国民の自主的な行動に頼ることが主体となっており、削減効果が担保されたわけではないと考えます。

東京都が今回まとめられた「東京都気候変動対策」は、国の対策を更に進めた強化策であり、東京都市先進モデルが、今後の国の施策へ波及し融合していくことを期待いたします。

2. 制度設計の基本的な考え方

現在の、自主行動計画の延長には、総量削減や、実質的な排出量取引が取り入れられることになることは、日本以外の諸外国の例をみるまでもありません。排出量取引については、日本では、まだこの仕組み自体が機能していないことから、EUや、米国州政府の動きから、環境分野における日本の姿勢が国際的孤立を招き、却って日本の競争力低下に繋がる可能性も否定できないと思います。現在、都で検討されていることはCO₂排出に関するステークホルダーで言うところの先進国と途上国、あるいは大都市と地方といった図式と酷似しています。ここで都がリーダーシップを示すことは、現在世界が抱えている問題解決の先駆的モデルとして評価されることを期待します。

そのためには、都の「地球温暖化対策計画制度」では、2010年開始年に対し5年程度の計画期間もうけており、事前制度設計の内容をこの間で検証していくことかと考えます。

重要なことは、一律キャップではなく、削減ポテンシャルのあるところに集中的に投資あるいは援助すべきでその義務は全ての関係者が公平に負うということです。キャップや規制は効果の評価を行いながら段階的に進める方法もあると考えます。

3. 中小規模事業所に地球温暖化推進制度の創設

中小規模事業所での削減策への仕組みが必要であり、強化策は有効と考えられますが、省エネ法の改定も視野にいたった制度設計が重要と考えます。ま

た、中小事業者での、削減策にたいするインセンティブを検討することも効果的であろうと考えます。

4. 建築物環境計画制度の強化

再生可能エネルギーの導入については、経済性だけではない政策誘導が必要と考えており、新築・増築等の建築主が、積極的に導入していく方法へ誘導いただくことは、環境配慮が都市実現の有効な手段もあり、また利用・居住する関係者の、環境都市への格段の意識向上にもつながると考えます。

地球温暖化対策は、あらゆる手法をつかって解決していかなければならない最優先課題です。今回の、環境確保条例の改定が全てではなく、更に、当業界としても、再生可能エネルギーの普及の立場から、東京都を支援していきたいと考えております。

尚、上記は当発電協会の意見ではあるが、当会会員でもある電力各社殿とは一部意見を異にする部分があることに留意いただきたい。

以上

2008年1月17日

国際環境 NGO FoE Japan

くらしとまちづくりプログラムディレクター

瀬口亮子

東京都気候変動対策方針に関する 第3回ステークホルダーミーティングに向けた意見

東京都が6月に発表した「気候変動対策方針」は、IPCCの第4次報告書でも警告されているような地球温暖化の進行に対し、全世界が取るべき対策のうち、過去および現在の排出量においてより大きな責任のある先進国の自治体の方針として評価できる。方針に沿った具体的かつ実効性のある制度設計が急がれるべきである。

第1回、第2回のステークホルダーミーティングでは、各業界団体やNGOが意見交換してきたが、特に論点となっているのが、大規模事業所の削減義務と排出量取引制度についてであった。業界団体からは、公正な企業間競争や技術革新を阻害するといった否定的な意見が相次いだ。我々が企業の方々と接する中では、削減義務付けは妥当との声もしばしば聞いており、業界団体が必ずしも業界各社の意見を代弁しているとは言い難いと感じる。

また、12月21日付で日本経団連をはじめとする業界団体の連名で東京都知事に意見書が提出されていると聞いている。その中で欧州の排出量取引制度(EU-ETS)の問題点を挙げ、それを引き合いに、東京都における制度導入に反対しているが、東京都はEU-ETSを導入するという計画ではないので、論点がかみあっていない。

現行の地球温暖化対策計画書制度も、日本国内では先進的な取り組みであり、その実行に取り組む事業者の努力とその成果は評価している。しかし、これだけでは地球規模でCO2半減といった世界のめざすレベルでの責任は果たしえない。東京都の計画はこれまでの取り組みをベースにしながら、この責任を果たすためのものであり、努力した事業者が報われる経済的インセンティブの導入に期待したい。

以上

2008年1月17日

東京都第3回ステークホルダー・ダイアログ意見

「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 足立治郎

人類が気候変動に対処するための時間は、限られている。2050年の世界全体での温室効果ガス半減社会の実現、2020年までの先進国の25-40%削減の達成が求められる。

日本は、自主行動計画に依拠し、結果、京都議定書の目標達成を海外からのクレジット購入に頼っている現在の状況で、大幅な削減が求められている先進国としての責務を果たすことは、極めて困難だ。東京都の掲げる排出量取引制度・環境税の導入は、不可避である。導入を速やかに決定し、早急に制度を構築しなければならない。

かつて日本のエネルギー効率改善につながったオイル・ショックは、世界で同時に起きた。世界が同じ条件のもとで、日本は環境技術の革新・普及に成功した。しかし、現在の状況は、それとは全く異なる。排出量取引制度や環境税を導入する欧州諸国は、そうした制度によって、環境技術の革新・普及を目指している。技術革新・普及を後押しする制度の国際競争が、起きているのだ。制度革新・実施に遅れをとる国は、技術革新・普及にも遅れをとる。日本の環境技術の衰退は、環境面だけでなく、経済面でも、日本を難しい状況に追い込むだろう。国際舞台でのリーダーシップの発揮など、望むべくもなくなるだろう。

経済団体・企業は、東京都の排出量取引制度・環境税に反対している場合ではなく、制度構築を後押しすべきだ。良い制度構築のための情報提供・提言こそ、行うべきである。それこそが真のCSRであろう。そうでなければ、残念ながら、遅かれ早かれ、そうした経済団体・企業は、国際社会からも国内の人々からも信頼を失うだろう。

「東京都気候変動対策方針」に関する 第3回東京都ステークホルダー・ミーティングへの意見

2008年1月10日

平田仁子 気候ネットワーク

過去2回のステークホルダー・ミーティングの議論を受けまして、改めて書面で意見を提出させていただきます。

1. 前回の第2回会合では、双方向の議論が行われ、それぞれの立場が明確になったところですが、特に「地球温暖化対策計画書制度」の強化としての「大規模事業所の削減義務と排出量取引制度」について、文書及び口頭にて事業者団体から反対意見、慎重な意見がありました。これに対して東京都は、7つの論点についての考え方を示されました。

私どもは、この7つの論点に対する都の考え方を全体として支持します。中でも、自主的取り組みを前提としては大幅削減ができないという点、また、CO2排出削減と企業の成長を両立することは十分可能であるという点に強く賛同します。

2. 事業者側からの反対意見の多くは、制度の誤解に基づくもの、あるいは今後の制度設計で十分解決できるものが多くを占めていると理解しました。たとえば、「公平かつ公正な排出枠の割り当てが不可能」とされていますが、これこそ、事業者の情報公開に基づいた適切な情報によって今後の制度設計で十分検討されるべきことであり、公平・公正さが確保されるよう、むしろ事業者が協力していくことで解決できるものだと考えます。

3. 地球温暖化の深刻さ・緊急性を考えれば、日本は90年比8割以上の排出削減を目指していかなければならないわけであり、今後、大規模排出事業所が、排出増加をしつつビジネスを行う選択肢はあり得ません。これからのビジネスはどのようなものであれ、地球温暖化防止と両立するものでなければなりません。今回の東京都の制度提案は、基本は排出削減を担保する削減義務にあると考えています。これは、事業者にとって不可欠な新しいビジネスモデルの構築を手助けするものだと言えます。京都議定書の約束期間に入る年を迎えてなお、これに対し異を唱える事業者に対しては、気候変動問題への真摯な姿勢に疑問を持たざるを得ません。事業者、特に、東京という大都市に拠点を置く皆様には、先見性を持ったビジネスを進めていくよう、考えを新たにすることを強くお願いいたします。

4. 「大規模事業所の削減義務と排出量取引制度」の実現は、東京都の気候変動対策はこれだけでないにせよ、2020年25%削減を実現するための重要な要素です。改めて東京都に対しては、これを速やかに実現することを強く求めます。そして、実効性のある制度として仕上げていくことをお願いいたします。

以上

第2回ステークホルダー・ミーティング後の追加意見

太陽光発電所ネットワーク 事務局長 都筑 建

意見 1.総量削減義務こそ新政策の要

第2回ステークホルダー・ミーティングでは産業界の一部の委員達から総量規制回避の意見が強く出されていた。ユーザー、市民の立場から見るとその論旨は現在目の前で起こっている地球温暖化の問題に本気で対策を採ろうとされているかが疑われるものである。エネルギー源単位・排出量源単位の削減成果を誇っても総量で増大するのであれば意味がない。総量削減が大前提でありそれに向かって政策を具体化するべき。東京都が提示している新政策はこの原則を踏まえているが、より緻密に具体化されたい。

意見 2.私達が必要とするCO2 削減量取引制度の実現を

同じように前回ステークホルダー・ミーティングではCO2 削減量取引制度の導入に消極的な意見が産業界の一部から出されていた。この取引制度は欧米に起源するものであり、試行過程にある。東京都のような都市部において環境保全・CO2 削減施策として有効であり選択の巾を広げるだけでな産業界の「自主規制」など市民の目からは不透明に見えるがちな施行実施の実態を取引制度の運用を通じて透明にでき相互関連しながらCO2 削減を実現できる手段と評価できる。単に欧米に習うのではなく日本の、東京都の地に着いた取引制度として実現すべきである。

意見 3.太陽エネルギー利用者をトップランナーに

個人住宅の太陽光発電や太陽熱利用はCO2 削減効果として非常に大きく、又採算性を越えて率先して導入してきた献身さから東京都の新政策の再生可能エネルギーの普及だけにとどまらず省エネルギーをはじめとする多くの領域でも実行に貢献できることが期待される。普及の要になり、トップランナーとして政策実行の核づくり・普及・フォローと一貫した役割を果すことができる。すでに万を超えるこのトップランナーの位置づけを明確にして進めていただきたい。

意見 4.協働(協同)で取り組むプロジェクトの位置づけを

再生可能エネルギーや省エネルギーの普及では個人の取組みだけでなく個人同士、自治体と個人、企業と個人との間で協働(協同)実施することが有効な仕組みである。市民共同発電所や自然エネルギー学校などの取組みが全国で取り組まれている。しかし東京都においてはその取組みが弱い。東京都の公共施設等を利用した住民・市民が支える分散型で災害時に大きく貢献できる再生可能エネルギー拠点づくりを進めていただきたい。